

# 桃山体育王国スポーツクラブ入会及び退会等に関する規程

平成20年4月1日  
規程 第 1 号

## (総則)

第1条 この規程は、桃山体育王国スポーツクラブ(以下「クラブ」という。)規約第9条の規定に基づき、クラブの会費及び会員の入会、退会等について必要な事項を定める。

## (入会)

第2条 このクラブに入会しようとする者は所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 クラブは、入会を認めた者(以下「会員」という。)に会員証を交付する。

## (入会金)

第3条 入会金は会費に含めるものとする。

## (会費・スポーツ安全保険・参加費等)

第4条 各会員の会費は次のとおりとする。

- |              |    |        |
|--------------|----|--------|
| (1) 正会員      | 年間 | 3,100円 |
| (2) 事業会員     | 年間 | 3,600円 |
| (3) ジュニア会員   | 年間 | 3,600円 |
| (4) 賛助会員     | 年間 | 2,000円 |
| (5) ボランティア会員 | 年間 | 1,100円 |

2 事業会員とジュニア会員の家族割引のためファミリー会費を次のとおり設ける。

ただし、同居の家族であることを証明できる場合に限る。

- |                |           |         |
|----------------|-----------|---------|
| (1) 家族2名       | 年間        | 6,000円  |
| (2) 家族3名       | 年間        | 8,000円  |
| (3) 家族4名以上6名まで | 年間        | 10,000円 |
| (4) 家族7名以上     | 総会により審議する |         |

3 会費には、次のスポーツ安全保険加入料を含む。

- |                  |    |        |
|------------------|----|--------|
| (1) 正会員・ボランティア会員 | 年間 | 1,100円 |
| (2) 事業会員         | 年間 | 1,600円 |
| (3) ジュニア会員       | 年間 | 600円   |

4 ジュニア会員会費には、日本スポーツ少年団登録料年間700円を含む。

5 年度途中の入会による会費の割引は次のとおりとする。

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| (1) 4月1日から10月31日までの入会   | 各会費の全額 |
| (2) 11月1日から翌年3月31日までの入会 | 各会費の半額 |

6 事業(教室、イベント)の種類により別途参加費を徴収する場合がある。

7 事業(教室、イベント)の種類によっては参加費をクラブに事前に納入することを条件に会員以外の参加を認めることがある。

8 参加費については、運営委員会がその都度定める。

## (会費の納入等)

第5条 会員は、毎年各教室開講日までに全額速やかに納入しなければならない。

2 途中入会による会費の納入は、会員がクラブの事業に初めて参加する日までに納入しなければならない。

3 途中退会による会費の還付は行わない。

## (会員の事業参加)

第6条 賛助会員を除く会員は、クラブが行うすべての事業に参加することができる。

## (退会)

第7条 クラブを退会しようとする者は、所定の退会届を速やかに提出し、会員証を返却しなければならない。

2 クラブは退会届及び会員証の返却を確認し運営委員会に報告する。

附 則

(会費の特例)

- 1 安楽川少年野球、F C 調月、あら川バレーボール、桃山町剣道クラブの各単位スポーツ少年団(以下「桃山町内単位スポーツ少年団」という。)についてはクラブ賛助団体のため、団員のクラブ事業参加に伴う会費は無料とする。  
ただし、活動の種類によっては別途参加費を徴収する場合がある。
- 2 桃山町内単位スポーツ少年団並びに紀の川市青少年健全育成推進協議会桃山支部の賛助会員会費は無料とする。

この規程は平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は平成21年 3月 1日から施行する。